

軽油引取税免税証の 有効期間が変わります

軽油引取税免税証の有効期間はこれまで業種毎に1年を超えない範囲内で設定しておりましたが、申請者の申請に係る負担軽減を目的として、今後発行する免税証は全ての業種で原則として1年間の有効期間を設定します。

- ※ 既に交付を受けてお手元にある免税証については、免税証に表示されている有効期間まで使用できます。
- ※ 平成25年8月以降に交付申請があったものから、随時取扱いが変更になります。(運用開始時期は各県税事務所で多少前後します。)
- ※ 引取り報告が提出されないなど、免税証の適正な管理・使用上必要があると認められる場合は、1年に満たない有効期間を設定することがあります。

なお、有効期間の変更に伴い、一回の申請で一度に発行する免税証の枚数が増加する場合があることから、発行に要する日数(申請受理日から発行日までの日数の目安)が次のとおり延長されますので、あらかじめご承知下さい。

[従 来] 約5日間

[変更後] 約10日間

※ 免税証の交付と同時に使用者証の交付等も申請される場合、使用者証の交付についても上記日数が目安となります。

問い合わせ先 : 各県税事務所課税課

東部県税事務所 : (電話)0857-20-3522 (FAX)0857-20-3519

中部県税事務所 : (電話)0858-23-3111 (FAX)0858-23-3118

西部県税事務所 : (電話)0859-31-9627 (FAX)0859-31-9613

西部県税事務所 日野支所 : (電話)0859-72-2083 (FAX)0859-72-2072